

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の関係政令について、所要の改正を行うこと。

- 一 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）
- 二 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）
- 三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百一十二号）
- 四 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）
- 五 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）
- 六 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）
- 七 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）
- 八 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）
- 九 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）

- 十 国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）
- 十一 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）
- 十二 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）
- 十三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）
- 十四 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）
- 十五 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）
- 十六 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）
- 十七 国民生活金融公庫法施行令（昭和二十四年政令第二百一十一号）
- 十八 統計法施行令（昭和二十四年政令第三百三十号）
- 十九 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）
- 二十 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）

- 二十一 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）
- 二十二 統計報告調整法施行令（昭和二十七年政令第三百九十六号）
- 二十三 関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）
- 二十四 学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）
- 二十五 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令（昭和三十一年政令第八十七号）
- 二十六 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二十五号）
- 二十七 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百四十三号）
- 二十八 駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）
- 二十九 学校保健法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）
- 三十 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）
- 三十一 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）

- 三十二 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）
- 三十三 割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）
- 三十四 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）
- 三十五 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）
- 三十六 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）
- 三十七 製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）
- 三十八 私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）
- 三十九 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）
- 四十 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）
- 四十一 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）
- 四十二 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）
- 四十三 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）

四十四 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）

四十五 文部科学省組織令（平成十二年政令第百五十一号）

四十六 中央教育審議会令（平成十二年政令第百八十号）

第二 附則

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行すること。ただし、副校長その他の職の創設に関する事項は、平成二十年四月一日から施行すること。